

平成29年 第9回会議録	
1. 開会日時	平成29年9月29日(金) 午後1時30分
2. 場 所	峰行政サービスセンター2階第4会議室
3. 出席委員	吉野委員、佐伯委員、齋藤委員、一宮委員
4. 出席者	永留教育長、須川教育部長、松尾次長兼総務課長、中島学校教育課長、宮脇生涯学習課主幹、小島文化財課長
5. 会議書記	阿比留総務課課長補佐
6. 閉会日時	平成29年9月29日(金) 午後3時40分
7. 議 事	
日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期日程の決定
日程第 3	教育長諸報告
日程第 4	議案第21号 対馬市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
日程第 5	議案第22号 対馬市教育長の権限に属する事務の委任等に関する規定の一部を改正する規程
日程第 6	議案第23号 対馬市立学校等に勤務する用務員の服務に関する規程の一部を改正する規程
日程第 7	議案第24号 対馬市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する要綱
日程第 8	議案第25号 対馬藩お船江跡保存整備委員会設置要綱の一部を改正する要綱
日程第 9	報告第 8号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について
日程第10	その他

永留教育長	<p>ただいまから平成29年第9回対馬市教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>議事の進行につきましては、対馬市教育委員会会議規則等により進めたいと思います。</p> <p>では、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。</p> <p>今回の会議録署名委員は、吉野委員さん及び一宮委員さんを指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>続きまして、日程第2「会期日程の決定」であります。お諮りします。本会議の会期は本日、一日にしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
会場	<p>「異議なし」の声。</p>
永留教育長	<p>「異議なし」のようです。</p> <p>したがって、会期は、本日、9月29日の一日といたします。会議運営につきまして、御協力をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第3「教育長諸報告」を行います。</p> <p>資料の2ページをお願いします。</p> <p>8月30日に県の高校教育改革室から室長ほか3名来庁がありました。中身につきましては、高校への進学率とか高校の魅力化について、それから対馬高校の、仮称ではありますが国際課設置に向けてのご意見が主な内容でした。</p> <p>9月2日に対馬市スポーツ推進委員研修会が豊玉で行われました。ここに雲仙市のスポーツ推進委員さんが4名来てくださりまして、講義であるとか実技講習等を行っております。4日に金田城跡整備委員会を午後行いましたけれども、中身的には今年度の事業であるとか、来年度の事業の計画について話し合いを行っております。</p> <p>9日に金田城記念事業イベントとしてシーカヤックと書いてありますけれども、ご存じのとおり、金田城が築城1350年の年に当たりますので、その記念事業としてシーカヤック事業が催されました。市長とともに開会式に参加をしました。この日は波風がなくて、絶好のシーカヤック日和で33名の皆さんが参加をしてくださりました。それからこの金田城記念事業関連ですけれども、明日、古代山城リレー講座が行われますので、また時間があれば参加をお願いいたします。</p> <p>それから、11日から定例市議会が始まりました。22日は本会議で28年度の決算とか補正予算、条例改正等の議案ならびに教育委員会関</p>

	<p>係では教育委員会の点検評価、これの報告を行いまして、5件ほど質問がありました。14, 15, 19日が一般質問でしたけど、教育委員会関係は5名から質問がありまして、簡単に項目だけ紹介をしておきますと、1点目が少年の主張大会について、2点目が教育振興基本計画の達成に向けた取り組みについて、3点目が佐須体育館の解体に向けた状況について、4点目が上地区の連携型中高一貫教育について、5点目が部活動における外部指導者等について、の5点につきまして質問を受けました。</p> <p>それから、20日に越高遺跡の現地視察、部長と2人で行ってききましたけれども、これにつきましては、後ほど文化財課長から説明をしていただきます。</p> <p>21日の長崎県給食会理事長来訪って書いてありますけど、最近給食のパンを中心に異物混入といいますか、いろんなことが対馬の中でも起こっております。いま全国的にもいろんなニュースになっておりますけれども、その件に関して県の給食会理事長が来訪されまして、今後の方向性であるとか、パンを作っている工場への訪問指導を行いました。</p> <p>22日の市議会本会議最終日ですけれども、この中で1つ紹介しておきたいのが市長の閉会挨拶の中で出てきたんですけれども、博物館建設が9月くらいから始まる予定でしたけれども、入札がない、入札に応募する業者がないということで延期になっておるといことです。</p> <p>27日に教育長・校長合同研修会がありましたけれども、30年度の人事異動に関する説明等がありまして、いよいよ人事も本格的に始まることとなります。</p> <p>28日に野球連盟陳情対応と書いてありますけれど、31年度に九州大会並びに県大会、大きな2つの大会が対馬で開催される予定になっております。また、中学生の離島の子ども達が集まって大会をする離島甲子園というのがあるんですけども、これも誘致をしたいという方向です。そういう大会を誘致するにあたって、野球場が非常にみすばらしいといいますか、いろいろ修理改修をしなければならないということで野球連盟から申し入れがありました。これの対応をしております。</p> <p>以上で教育長の諸報告を終わります。報告事項につきまして、何か質疑等ありましたら「その他」の項でお受けしたいと思います。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第21号「対馬市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則」これを議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
松尾次長	ただいま議題となりました、議案第21号「対馬市教育委員会教育長

に対する事務委任規則の一部を改正する規則」の提案理由についてご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、事務の委任について教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、または教育長をして臨時に代理させることができる旨、第25条で規定されています。

先月の教育委員会の会議でもお話をさせていただきましたけれど、教育長に委任できる事務と、そうでない事務が明確に区分されていますので、そこらを今回の一部改正で整理を行うものでございます。

説明につきましては、新旧対照表で行いたいと思います。5ページをお開き下さい。新旧対照表の右側に現行の規則を、左側に改正案を記載しております。なお、改正の必要がない条項につきましては(略)と表示しております。まず、規則の題名において、アンダーラインを引いております「教育委員会」という文言を削除をいたしまして、「対馬市教育委員会教育長」を「対馬市教育長」に改めようとするものでございます。以前、教育長は教育委員の互選で選任をされておりましたので、教育委員会の中の教育長であったと思います。教育長におきましては、改正後の法律でも、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することに相違はございませんけれども、市長が議会の同意を得て任命する方法に変わりました。そういった任命の方法も変更となったこともありまして、また併せて一般職から特別職に変わったということで、今後におきましては「対馬市教育長」ということで統一したいと考えております。

第1条では、法律の条文を引用し、「事務の委任等に関し」を「事務の一部を教育長に委任するため」に改めようとするものでございます。

第2条では、第1号から第14号が規定されていますけれども、改正案で新たに第15号を加えております。第15号は、教育委員会の点検・評価の規定に関するものですが、これに加えたものです。報告書につきましては、平成20年度から作成することになり、これを議会に提出するとともに公表してきたものですが、教育委員会の規則にも盛り込まれず、これまで運用で対処してきておりました。よって、今回の法改正に合わせた形で規則の改正に加えた次第でございます。

この第1号から第15号は、教育委員会が教育長に委任できないものとして規定されております。教育長は教育委員会に諮り、承認を求めたり報告したりする義務が生じることとなります。また、アンダーラインを数多く引いておりますけれど、改正後の法律に準拠した改正を行って

	<p>おりますので比較していただければと思います。言葉は変わりますが、特段、意味合いが変わるものではないです。第3条及び第4条の改正につきましても、改正後の法律に合わせた条文に変更しております。</p> <p>附則でこの規則は、公布の日から施行するとしております。</p> <p>以上、議案第21号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、審議方よろしくお願いいたします。質疑等ございませんでしょうか。</p>
吉野委員	<p>3ページの提案理由のところ、言葉のことですけど、教育長に「委任することができない事務」が欠落してるんじゃないかと、「委任することができる事務」が欠落してるんじゃないですか。</p>
松尾次長	<p>先ほども申しました、1号から14号、これは教育委員会が教育長に委任することができない事務なんです。ですので、その「委任することができない事務」に15号を加えたということで、それまで含めて教育委員会が教育長に委任できませんよ、ということです。</p>
永留教育長	<p>ほかにごございませんでしょうか。</p> <p>ほかにご異議等ないようですから、議案第21号を採決します。</p> <p>お諮りします。議案第21号「対馬市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	<p>「異議なし」の声。</p>
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第5、議案第22号「対馬市教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
松尾次長	<p>議案第22号「対馬市教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程」についてご説明いたします。</p> <p>お配りしている資料の9ページをお開き下さい。先ほど可決いただきましたものにつきましては、教育委員会が教育長に事務委任できるものについてでしたけれども、この改正につきましては教育委員会が教育長に委任された事務のうち、その一部を校長や園長に委任するというものでございます。現行の規程におきましては、第1条で対馬市立の小学校及び中学校の校長に事務を委任するということになっておりますけれども、教育委員会が所管する施設には2つの幼稚園と1つのこども園もでございます。その園長にも事務委任することができるよう加えたもので</p>

	<p>ございます。</p> <p>また、第2条で「用務員」とありますけれども、すでに対馬市の正規職員の学校用務員というものは皆無でございます。今ではすべて非正規雇用の「嘱託用務員」ですので、「用務員」から「嘱託用務員」に呼称を変更いたしました。</p> <p>第3条の見出し及び条文の改正は、議案第21号同様、改正後の法律の条文に準拠させた形を取っております。附則で、この訓令は公布の日から施行するとしておりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。以上です。</p>
永留教育長	説明が終わりましたので審議方よろしくお願いをします。質疑等ございませんでしょうか。
吉野委員	8ページ、第2条の最後の方ですね、小さいことですが「嘱託職員」って書いてあるのは「嘱託用務員」のことでしょうか。
松尾次長	嘱託用務員は嘱託職員ですね。
吉野委員	<p>9ページの中の2条の第1項が「勤務する嘱託用務員」って表現になりますよね。改正する本文は「嘱託職員並びに」で、どちらが正しいんでしょう。</p> <p>比較では嘱託用務員って書いてあるでしょ。こちらの別紙の本文は嘱託職員となっている。</p>
松尾次長	嘱託用務員ですね。訂正をお願いします。
永留教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。</p> <p>ないようですから、これから議案第22号を採決します。お諮りします。議案第22号「対馬市教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第6、議案第23号「対馬市立学校等に勤務する用務員の服務に関する規程の一部を改正する規程」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
松尾次長	<p>続きまして、議案第23号「対馬市立学校等に勤務する用務員の服務に関する規程の一部を改正する規程」についてご説明申し上げます。12ページをお開き下さい。</p> <p>先ほど、正規職員の学校用務員はいなくなったという話をいたしま</p>

したけれども、正規職員がいなくなったにもかかわらず、この規定が現存し、活用されている状況がございますので、今回その矛盾点を改めようとするものでございます。

嘱託職員である学校用務員は、校長の指揮監督のもとにおかれておりますので、この改正にあたりましては、校長にも意見を求めた上で改正をいたしております。

第1条では、用務員を嘱託用務員に改めるとともに、嘱託用務員は幼稚園・こども園にもいることから、これらを加えております。嘱託用務員の任用や服務につきましては、基本、対馬市嘱託職員管理要綱に基づかなければなりませんので、そのことも条文に加えております。

現行の第2条をはじめ、いたる条項に「学校長」という言葉が出てきますけれども、多くの校長先生からそういった「学校長」という定義はありませんというご指摘を受けましたので、この規程中に出てくる「学校長」をすべて「校長」に置き換える改正を行っております。

第3条でアンダーラインを引いておりますけれども、このアンダーラインの部分の適用は正規職員であった学校用務員に適用していたものですが、正規職員が皆無となった今では、これをそのまま嘱託用務員に適用することはできませんので、改正案の第1条で規定する対馬市嘱託職員管理要綱に基づくものとして「要綱第9条で」という文言に改めております。

現行の第5条では、見出しに「休息时间」とありますけれども、市職員はおろか市教委、県教委とも服務の中に休息時間は設けられておりません。よって、この条を削除しようとするものでございます。

第11条の改正は、「遅参したときは学校長の承認を受けなければならない」とありますけれども、この言葉の意味合いから致しますと事後承認による報告と取られることから、これを事前に届け出ることを義務付けるため、「遅参するとき」という言葉に改めるものでございます。

第15条のアンダーラインの部分につきましては、表現を少しやさしい言葉に改めたものでございます。

第16条第2項の改正は、校長と教頭がともに学校から不在になることは考えにくく、「先任教师」という表現も適切でないということで、校長が不在のときは教頭に、という条文に改めるものでございます。その他、小さな改正も併せて行っております。附則で、この訓令は公布の日から施行することとしております。ご審議方よろしく申し上げます。

永留教育長	説明が終わりましたので審議方よろしく申し上げます。何かございませんでしょうか。
佐伯委員	第5条が削られたということなんですが、休息時間は、役場とか市役所もないんでしょうか。
松尾次長	以前は午前10時頃と午後3時頃に15分ずつ休息時間がありました。それが色々な地方公務員法等の改正とかでなくなったんです。なくなったにもかかわらず、この学校用務員の部分だけ残っていたのでこれを削除したものでございます。
永留教育長	別件ございませんでしょうか。
一宮委員	15条の2ですね、校長及び教頭ともに不在になることは考えにくいので、とおっしゃられたんですけど、現実問題としてあるんですね。そういう場合のことも考えると、「先任教师」という言葉は適当ではないと思いますけど、何かしていたほうがいいかなと私は思います。 出張等と一緒にはないんですけども、年休等で両方ともいないってことも考えられるんです。そういう時、用務員さんが休みを取りたいという場合は、あります。
永留教育長	いろんなケースはありますけれども、校長不在の時の代理管理者として教頭が置かれているわけですので、原則的には両者ともいなくなるっていうのはよろしからぬことですね。ここは規程ですので原則論でいいのではないかなと。例外はいろいろあると思いますので。現実的には校長教頭不在になることもありますけれども、例えばその時は教務主任にお願いをしていくとか、前もってわかっていることであれば校長教頭の段階で処理をしておくとか、そういう対応は行われていると思いますので、それはそれでいいと思います。
一宮委員	教育長の先生が仰るとおり、そのとおりの対応をしているんですけど、だからこそ昔のまま、ここに「教務主任」なんなり、あっても悪くないかなと思ったので意見として言わせていただきました。
永留教育長	先任教师という言葉がここに入っているのは私も疑問で、いかに教務主任であっても管理職ではありませんので、いろんな決裁をする権限はありませんので入れる必要はないんじゃないかなと。そういうことでお願いをしたいと思います。 別件でありませんでしょうか。ほかに質疑等ないようですから、これから議案第23号を採決します。お諮りします。議案第23号「対馬市立学校等に勤務する用務員の服務に関する規程の一部を改正する規程」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

会場	「異議なし」の声。
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第7、議案第24号「対馬市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する要綱」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
中島課長	<p>14ページの議案第24号「対馬市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する要綱」についてご説明いたします。</p> <p>提案理由についてです。提案理由は大きく2つに分かれております。まず前段が事務の迅速化を図るものですというところまで、そして、それ以降が2つ目になります。</p> <p>まず上の5行に書かれた内容について説明いたします。就学援助費支給の可否については、これまでの要綱においては、教育長の決裁を経て教育委員会に議案として提出し、承認を得たうえで認定してまいりました。しかしながら、今回の改正は現在行っている実際の事務の状況に合わせて、教育長の承認を得たうえで教育委員会へ報告することに改め、事務の迅速化を図るものです。バラバラになりますけれども、これに関しては15ページの別紙に書いてある中段あたりですけれども、第5条第1項中「認定の可否についての意見を添え、教育委員会の承認を得なければならない」を「認定の可否を決定し、その旨を教育委員会に報告しなければならない」に改めるものです。これに関連した新旧対照表については、次のページにございますが、別紙に図が描かれた説明資料を加えさせていただきます。</p> <p>改正前のものについてご説明いたします。中段あたりまでは同じ流れなんですけれども、例えば、調査結果・資料の作成を8月に行った場合、改正前の要綱に照らすと件名の報告があった後に、教育長が意見を添え、定例教育委員会で議案を提出し、ここで認定の可否が決まると。となると8月に資料を作成したものが9月の教育委員会での議案提出となります。そこでの承認を得て支給開始が遅くなった場合に、10月となってしまいます。これを今回改正することにより、8月に資料を作成した場合、教育長が認定の可否を決定し、これは当月中でも可能です。就学援助の承認がその8月に可能です。したがって、学校の事務のタイミングにもよりますけれども、早ければ8月、遅くとも9月には支給が始まるということになります。したがって、従来に比べ支給の開始を早めることができるという利点がございます。実はすでに実際の事務はこの流れでさせていただいておるんですけども、要綱がこれに追いついてお</p>

	<p>りませんでしたので、この提案をさせていただいております。</p> <p>次に14ページにお戻りください。提案理由の一番下の部分です。「また、」の部分ですけども、実は今年、昨年度の2月14日に対馬市修学旅行実施基準が改正をされております。その内容は居住している級地に関係なく、子ども達には補助金が一律に支払われることになっております。ほかに今年度から児童生徒に対する修学旅行費がへき地等級にかかわらず、補助金が一律になったことから所要の改正を行うものです。これに対応するのが15ページの「第3条第2項を削る」という部分でございます。これについての新旧対照表についても16ページに掲載しております。具体的に申し上げますと、これまで高度へき地学校の3級地以上の学校については小学校が21,400円、中学校が57,500円を限度として補助されておりました。ところが、2級地の学校については今申し上げた額の「3分の1を限度として補助する」という項目がございました。これを改正し、今年2月14日からは級地に関係なく、先ほど申し上げた額を補助して支払う、ということになっております。このように、実務に合わせた改正を今回お願いするものでございます。以上です。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので審議方よろしく申し上げます。</p> <p>質疑等ございませんでしょうか。</p>
佐伯委員	<p>この就学援助というのは、具体的にいうと要保護準要保護の形になるんですね、だいたいいつ頃から今回改正するような形で、支給が行われていたんでしょうか。</p>
中島課長	<p>少なくとも前年度はそうになっておりましたので、数年間はこの流れできていたのではないかと思います。</p>
吉野委員	<p>要保護準要保護の認定以外に修学旅行などで4年間の間に協議に諮ったことはあるんですかね。</p> <p>事務的な処理をされていたと思いますけど援助費については今回初めて上がってきたということですね。</p>
佐伯委員	<p>私が初年度にこれを質問させていただいたときには、まだ内容等の一部が上がってきて、それで審議をしてくれ、というようなことでした。ただ事務方でしっかりした審議がされてらっしゃったと。私たちが何回見ても非の打ちどころがない状況だったので、結局それなら中身を見る必要はないという形で提案してしばらくそのような形で執り行われていた。今はまた内容も少し変わってきておりますけれども。</p>
永留教育長	<p>ほかにありませんか。</p>

一宮委員	確認です。修学旅行の件ですけど、級地に関係なく皆さん平等にとおっしゃったので、小学校が21,400円、中学校が57,500円、これはこの金額を一律に、ということですか。
中島課長	これを上回るような費用があった場合には手出しで。これよりも下回るような場合は実際にかかった費用が限度になります。
一宮委員	財源が大変だったんじゃないかなと。この金額を全部の小中学校にあげるの、財源とかご苦労されたんじゃないかなと、気になりました。
須川部長	28年度に当然今おっしゃったような補助金の関係がありましたので、財政当局に説明を申し上げました。最初給食費の補助がらみで等級に関係なく一律にしようということで了解を得まして、併せてこの修学旅行についても差があるのはおかしいのではとご説明申し上げて、市の財源負担をしていこうということで、今年度から補助金として、決められた金額を出せるように理解をいただきました。
吉野委員	市の単独でしょうか。県費やなんかは。
永留教育長	市の単独です。修学旅行に関しても、以前は3分の2国庫補助でしたけれども、今それがなくなりましたので市の単独の補助金ということになります。 ほかにありませんか。ないようですから、これから議案第24号を採決します。お諮りします。議案第24号「対馬市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する要綱」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	「異議なし」と認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。 続きまして、日程第8、議案第25号「対馬藩お船江跡保存整備委員会設置要綱の一部を改正する要綱」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

小島課長	<p>議案第25号「対馬藩お船江跡保存整備委員会設置要綱の一部を改正する要綱」について提案理由と改正の概要についてご説明いたします。現行の要綱につきましては、平成28年8月9日に公布されておりますが、本年7月開催の保存整備委員会におきまして委員のほうから、委員会の名称と任務とが不釣り合いであるという指摘がございました。精査調整の結果、今回要綱の題名を変更し、任務について具体的に明示し、併せて必要な文言の修正を加え改正をしようとするものであります。内容については次のページをお願いいたします。まず19ページに新旧対照表を載せておりますので併せてご参照願いたいと思います。まず、「対馬藩お船江跡保存整備委員会設置要綱」の題名を、「長崎県史跡対馬藩お船江跡総合保全検討委員会設置要綱」に改めます。第1条中「お船江跡」というのを削りまして、「保存及び整備促進を図るため、対馬藩お船江跡保存整備委員会（以下「整備委員会」という）」を「保存活用計画の策定及び保全、管理、活用を図るため、長崎県史跡対馬藩お船江跡総合保全検討委員会（以下「検討委員会」という。）」に改めるものでございます。第2条におきましては、任務を具体的に記載して、第1号で「対馬藩お船江跡（以下この条において「お船江」という。）の保存活用計画の策定及び保全、管理、活用について、教育長の諮問を受け、これを審議する。」と明記しております。2号で「その他お船江の整備促進に必要な指導助言を行う。」それから、第3条及び第5条中「整備委員会」とあるのを「検討委員会」に改める。第6条第1項中「整備委員会は」を「検討委員会の会議は」と改め、「委員長が議長となる」を「その議長となる」と改め、併せて同条第2項を次のように改めます。「検討委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる」。第9条中「委員会」を「検討委員会」に改める。第10条中「委員会の運営に関して」を「検討委員会の運営に関し」に改める。</p> <p>以上が改正の内容でございます。附則で公布の日から施行するとなっております。簡単ですが説明は以上になります。</p>
永留教育長	説明が終わりましたので審議方よろしく願います。質疑等ございませんでしょうか。
一宮委員	一部を改正するという事で協議をしているんですけども、対馬新聞には「長崎県史跡対馬藩お船江跡保存整備委員会」という言葉がきれいに使われているんです。それは早めに...
小島課長	それは先ほどもご説明しましたとおり、この指摘があったのは7月の整備委員会の時なんです。その時対馬新聞の記者さんもいて、従前の整

	備委員会という言葉が、その時の記事には書かれたのかなと思っております。9月の新聞記事ですけど、内容としては7月の整備委員会の記事なんです。
吉野委員	今日改訂したやつ、それを以前の会議の時に使っていると。
小島課長	いままで他にも金田城跡ですとか、宗家の墓所とか、統一した形で「保存整備委員会」という名称を使っていたので、お船江の委員会の名称もそのように設定しとったんですけど、委員の先生方からそういったご指摘がありましたので改めて検討させていただいたというのが経緯でございます。
永留教育長	ほかにありませんでしょうか。ないようでしたら、議案第25号を採決します。お諮りします。議案第25号「対馬藩お船江跡保存整備委員会設置要綱の一部を改正する要綱」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	「異議なし」と認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。 続きまして、日程第9、報告第8号「要保護及び準要保護児童生徒の認定について」の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
中島課長	資料は21ページでございます。要保護・準要保護児童生徒数資料、22ページをお開き下さい。今回新規申請が小学校で1名となっております。この子に関する詳しい資料は別紙をお付けしております。厳原小学校、児童、保護者の氏名、認定理由は記載のとおりでございます。 以上ご報告を終わります。
永留教育長	報告が終わりましたが、この件に関して質疑等はありませんでしょうか。質疑等ないようですから、報告第8号「要保護及び準要保護児童生徒の認定について」の報告は終了いたします。 ここで休息を取りたいと思います。後半を2時30分から開始をいたします。
	(休憩)
永留教育長	これから日程第10、「その他」の事項に移ります。まず初めに、各課の事業予定を報告させていただきたいと思います。お手元に10月分の事業予定表を配布しておりますのでご覧ください。総務課から順に事業予定の報告をお願いします。
松尾次長	それでは総務課関係の10月の行事予定についてご説明申し上げます。6日の金曜日でございますけれども、これは学校教育課の主催でござ

	<p>ざいですが、中学校体育大会の駅伝大会が、峰の陸上競技場から道路を使っての折り返しで開催をされます。総務課からも競技役員等として大会を支援してまいりたいと考えております。17日火曜日には学校の事務職員と市教委の職員で合同会議を峰町公民館で行います。今回が2回目の開催となります。19日は議会議場におきまして決算審査特別委員会が開催されます。平成28年度の教育費の決算について事務局の管理職員で臨んで審査を受けてきたいと思ひます。23日から24日、1泊2日の日程でございますが、市庶務課長・生涯学習課長会議が雲仙市小浜町で開催されます。私と平江課長が出席する予定としております。27日金曜日は第10回目の教育委員会会議の開催を予定してあります。なお、月間業務につきましては説明を割愛させていただきたいと思ひます。以上が総務課の行事予定でございます。</p>
<p>中島課長</p>	<p>2日に定例の校長会です。3日が定例教頭会です。2日の校長会は今週行われました県教委の人事に関する説明を受けて、それを補足する説明を加えて行います。6日は中学校体育大会の駅伝競走の部が行われます。16日、25日、30日は学校経営研究訪問を行います。これはすべての指導主事そして教育長が学校訪問し、学校の経営状況についての指導、それとすべての教員に可能な範囲の授業をお願いし、各学校から教科の指導員の先生方にも来校いただき、授業の様子そして指導の改善にかかる指導を行っていききたいと思ひます。31日に第4回園長会を実施します。以上でございます。</p>
<p>宮脇主幹</p>	<p>8日、美津島と巖原を除いた旧4町、峰町、豊玉町、上県町、上対馬町のほうでそれぞれスポーツ大会が開かれることになっています。峰町はソフトボールとミニバレーとグランドゴルフが今のところ予定をされてあります。豊玉はソフトボール、ミニバレーとグランドゴルフ、上県もソフトボール、グランドゴルフ、ゲートボール、上対馬はソフトボールとグランドゴルフ、ほとんど同じような競技ですが、それぞれの町で予定されてあります。12日から13日にかけて、県の公民館大会が壱岐市で行われます。今年度が第67回となっております。公民館運営審議会からも6名ほど参加をする予定です。小体連関係、ジュニア陸上関係、体育教科のほうが関係してありますので、うちの教育委員会の事業予定に入れさせていただいております。19日は社会教育関係、社会体育の部門での課長会議、実は市の決算委員会が重なっておりますのでここは分担して参加をするようにしてあります。決算委員会のほうは課長が担当しまして、市町村の社会体育の担当ということで永留課長補佐に出向いてもらう予定で今のところ動いております。21日に図書</p>

	<p>館まつり、23日は先ほど総務課からもお話ありましたが教育委員会の庶務課長・生涯学習課長の会議が雲仙市です。24日から25、26、27日と峰町で体験学習「みねの舎」というのがありますが、通学合宿を峰町の公民館でやる予定にしております。いつも青年の家を借りてるんですけど、公民館を使って今回からやってみようかということで思っております。29日上対馬のロードレース大会もありますが、山下和仁さんという方のギターのコンサートが巖原で行われます。併せて歴史講座、本馬貞夫先生を迎えて予定をされています。これもポスター等が今、いろんな所に掲げられていますので、ぜひお越しいただければと思います。最後の週は11月の2、3、4、5が巖原町から峰町まで文化まつりが控えておりますので、この1週間前くらいは各地区公民館で準備にかかる予定です。木金土日がほとんど峰町、美津島町、上県町、巖原町、上対馬町とでそれぞれ文化まつりと舞台の発表、併せてそこで少年の主張大会が巖原町と美津島町以外の4地区で文化まつりの中で行われる予定です。以上です。</p>
小島課長	<p>10月6日に大津市のほうで、大津宮遷都1350年企画展が開催される予定でございます。滋賀県にございます大津市歴史博物館の事業として開催されます。対馬市が協力団体ということで市長にご案内が来ております。市長と田中係長が出席する予定です。交流センターに大きい絵を飾っていただいております鈴木画伯が仲介をされて大津市と対馬市とで姉妹都市となることを熱望されておりました、鈴木さんから大津市の市長へ話をされているようです。対馬市としてもこれから交流を深めて将来そういうことになれば、というスタンスであります。19日が議会の決算審査特別委員会に出席をいたします。21日古代史・古代山城リレー講座がございますが、先ほど教育長からご案内がございましたけど、第1回目が明日交流センターで実施されます。10月の21日の分が3回あるうちの2回目です。11月にもう1回やりますけれど、2回目は高松市から、金田城と同じく1350年を迎える屋嶋城の講演をしていただく予定としております。23日から27日にかけて京都国立博物館で指定文化財企画展示セミナーというのが開催されます。これは重要文化財の展示公開をするにあたって必要なスキルということで、尾上係長が昨年参加をしております。29日に福岡県小郡市の郷土史研究会から対馬市文化財課に依頼がありまして、小郡というのが鳥栖市の隣にあり、県は違いますが、県境隣ということで昔対馬藩の領がありましたので鳥栖の対馬藩領についてということで講演依頼が来ており、村瀬が依頼に応えて講演をするという予定にしております。30</p>

	<p>日は琴の長松寺の高麗版大般若經の修理事業とありますが、6年かけてやっておりますが、今年が最終年ということで修理の過程の中間検査を文化庁と長崎県と対馬市で行うことになっております。月間業務といたしましては、以前チラシでご紹介しましたが、対馬の遺宝里帰り展ということで10月6日から11月5日にかけて峰町歴史民俗資料館で資料展を開催します。事業主体は市長部局の観光の担当なんですけど、文化財課も協力してやるということにしております。期間中にバスツアー、ナイトミュージアム等々いろんな企画をされていますのでお時間の取れる方はぜひ参加していただければと思います。それから、平成30年度事業のヒアリングが10月下旬から予定されています。今、県と日程を調整しております。決まり次第それぞれ補助事業の担当が県のヒアリングを受ける予定になっております。以上です。</p>
<p>永留教育長</p>	<p>私のことを総務課のところに付け加えておきます。10月の12、13九州都市教育長研究大会、これが八代市であります。発表をしております。15日高校PTA研修会が上対馬の総合センターでありますので、来賓として招待を受けております。18日に高校魅力化推進講話会が行われます。3高校の校長それから市長、振興局長、教育長の6者での講話会になります。</p> <p>以上で事業予定の報告が終わりましたが、この件に関して何か質疑等ございませんでしょうか。ないようでしたら、次に進めたいと思います。事務局から「その他」の事項でお願いします。</p>
<p>須川部長</p>	<p>本日配布させていただいております、ICT教育システムについて担当から説明させてもらいたいと思います。まず今年度ICT教育の導入について、小中学校への導入を計画しておりました。先の教育委員会でも対馬市の学校情報化推進計画をお配りさせていただいて、内容はだいたい見ていただいているかと思っております。今年度の導入計画としましては、教職員用の公務用パソコン、電子黒板、これは中学校に各学校1台です、導入する予定でしたけれども、このシステムを導入するに際しまして、ICT教育に詳しい教職員の先生方にお集まりいただいて、ICT教育担当者会議っていうのを組織しておりまして、この教育内容の検討を現在行っているところでございます。その中での意見をもとに対馬市の教育現場に合ったシステム作りと児童生徒の学習環境、提供できる特色あるシステムの導入を計画させていただきたいこと。併せまして情報化推進計画、先ほども申しましたけれども、その前倒しということで捉えておりまして、先の議会、9月の19日の全員協議会でこの変更をご説明をさせていただいて、承認をいただいているところでございま</p>

	<p>す。今日、その報告も兼ねまして教育委員の皆様にご説明をさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいいたします。情報教育担当の梅野課長補佐が来ておりますので説明をさせていただきたいと思えます。</p>
<p>梅野課長補佐</p>	<p>お配りしています資料の表紙になるんですが、「ICT教育システム（シームレス教育システム）」と記載させていただいております。このシームレスという言葉が珍しい言葉なのでピンとこないかと思えますけれども、直訳いたしますとミシンなんかの縫い目を意味しております。最近文科省なんかでよく使われている言葉なんですけど、学校から家庭まで縫い目のない様な1枚布でサポートできるようなシステムという意味でシームレスという言葉が最近よく使われるようになってきております。</p> <p>1ページめくっていただいて、平成28年3月に策定いたしました、対馬市学校情報化推進計画というのがあります。この内容の大事なところだけ、基本的な考え方と方向性といたしましては、内容豊かでわかりやすい授業の展開、それから高度情報化社会に対応できる資質や能力を育む、これになりまして目標達成に必要な事業を体系化・計画化していくこととなっております。これによりまして、わかる授業を展開する、それにより、確かな学力の向上が身に付く、というような内容となっております。この計画の基本的な方針でございますけど、3ページに5つ記載してありますが、校務の情報化の推進、特別支援教育における情報化の推進、学校ICT環境の整備・向上、教育の情報化を推進できる人材の育成、教育の情報化を支える体制の充実が基本方針とされております。この中でも一番大事なのが赤で書いてありますとおり、学校ICT環境の整備、ハード面での整備ということと、推進できる人材の育成ということと。人材というのは学校の現場で働かされている教職員の能力、スキルアップというのが大きな役割を果たしているものと考えられております。次のページになりますが、策定されました対馬市学校情報化推進計画、これから大きく変更したことということで先日議会にも説明しております。大きく2点が変わりました。</p> <p>まず、電子黒板からプロジェクターに機種を変更しております。年度当初に、去年までは総務課が管轄していたんですけど、今年の4月から学校教育課で主管させていただくことになりました。その関係で学校の現場、学校の先生、特にICTに詳しい先生を各校から1名ずつ選出させていただきまして、ICT教育担当者会議というのを立ち上げております。その中で出ました意見をもとに変更になったものです。特にこのプ</p>

ロジェクターにつきましては、対馬市の教育現場に合った機材に変更させていただきます。

2点目につきまして、無線ネットワーク形式の変更です。当初の計画ではWi-Fiという、自宅とか会社なんかでノートパソコン無線でつながると思います。あれがWi-Fi方式と呼ばれるものです、パソコンゲーム等によく使われている方式なんですけど、その方式から今度はLTEという方式に変えました。LTEというのがスマホをお使いだと思うんですけど、スマホでインターネットなんかをする場合の通信方法でございます。簡単に言うとWi-Fiというのがインターネットの無線LANを使ってやるんですけど、LTEっていうのがスマホと同じ取り扱いになると思っただければいいと思います。LTE方式に変えることによりまして、教室だけでなく、野外学習、体験学習、自宅学習までも対応可能になるシームレスな教育環境になります。LTE方式を使うことによりまして、ドコモ、au、KDDIとか主に携帯をやってるんですけど、こういったところの頑丈なセキュリティが利用できるようになります。そのために委員会とか学校でセキュリティを気にする必要がなくなってまいります。それから機器管理性能の向上というのが主な理由でございます。

次に5ページになりますが、1点目の変更になった電子黒板なんですけど、左上にかかっているとおり電子黒板というのは、主にプロジェクターとパソコンから構成される機器でございます。これの組み合わせによって利用をもっとしやすくしたものが電子黒板と呼ばれているものです。学校の担当者会議の方でいい点とか悪い点いろいろ出ましたけれども、一番大きな点が、図体が大きいものですから、各校に1個ずつ配置されても教室まで移動ができないということですね。それと、どうしても教室の前面に置くものですから場所を取ってしまうんですね。そんな意見が出たものですから、今回担当者会議のもと協議いたしまして、今回導入する先生用のパソコン、校務用パソコンを450台程度導入するんですけど、そのパソコンを左下にあるようにキーボードとモニターが分離できるものを選びました。そうすることによりまして、モニター部がタブレットとして活用できるようになります。それでプロジェクター、今回は2キロ弱の軽いものを用意しているんですけど、性能的にはかなりいいもので、学校の教育現場で十分対応できるものですね、この2つを組み合わせることによって、現場に合った対馬市独自のICTというものを検討いたしました。利点としては持ち運びが容易になるということ、教材等の事前準備が楽になる、職員室ではパソコンとしている

んな教材を作って実際授業になりますとモニター部だけ、タブレットだけを持って教室に行けばいいということになります。一番大きなのは教室での設置面積が小さくなるということです。教材のセッティング時間が短くて済むということです。先生方は、どうしても休み時間の10分間の間に、例えば電子黒板ですと移動してセッティングしてということになると、とても10分間の休み時間では対応できないという意見が大半でした。それをこういうことにすることによって、当然プロジェクター部とモニター部が無線でつながっておりますのでプロジェクターの電源を入れさえすれば準備完了という状況になります。授業のチャイムが鳴りますと同時にプロジェクターを使ったプレゼンテーションなんかのソフトでの授業が可能になるということです。一言でいえば、10分の休み時間の間でも余裕で準備ができるシステムだということです。

6ページに入りまして、対馬市独自の電子黒板の使い方になってくるんですけど、職員室での先生方のパソコンで通常の校務の事務作業も行う、それから授業の準備として動画の撮影であるとか編集が行える。もちろん音楽の録音なんかも行えます。パワーポイントなどを使っての教材作成、写真撮影もここでできるようになります。授業が始まりますと、キーボードとモニター部を分離してモニター部だけを教室に持って行くんです。モニター部とプロジェクターの間は無線で通信できるようになっております。そういう機種を設定しております。こうすることによって、コードでの配線が不要になります。ですから教室に着くと、プロジェクターの電源100ボルトを取りさえすればもうその場で授業がスタートできるものになります。10分間の休み時間で素早くセッティングが可能で、どの教科にでも対応できるシステムだと自負しております。もちろんパソコン、タブレットとして使うのですけども、写真、動画、音楽、プレゼンテーションソフト、なんでも利用できます。今回プロジェクターにつきましては、プロジェクターだけではなくて既存の教室用のテレビ、これにもタブレットの画像が出力できるようにと機器を整備しております。ですから、先生はプロジェクターにも出力できるし、簡単なものであればそのまま教室のテレビへの出力が可能になるということです。

右上なんですけど、今年度ではないんですけど、30年度にタブレットの導入を考えておりまして、タブレットからもプロジェクターにアップルTVという機械を入れることによってプロジェクターと教室のテレビ両方にも出力ができるシステムを考えております。もちろん、タブレッ

トとプロジェクター、テレビ間は無線で、配線がいらぬようなシステムにしております。

次、7ページなんですけど、ここがシームレス教育とって、平成30年以降の計画になるんですが、実際にLTE方式を使ったものです。当然LTE方式なので、近くに携帯鉄塔、皆様方のお家の近くにもあると思うんですが、その携帯鉄塔から出る電波を、皆様お使いの携帯、スマートフォンは受けてそれでインターネットにつながったり、電話を掛けたりできるんですけども、今回考えておりますのはタブレットだけの機能ということで、電話機能は有しておりません。もちろん授業にも電話は必要ないと考えております。ですから通信機能のみです。その通信機能のみをLTE方式を採用いたします。これによりまして、携帯の電波ですから当然学校の中へも届きます。その電波を利用して、中学校であれば共同学習であるとか問題解決学習、グループのプレゼン学習にも使えるようになります。小学校であればまとめ学習であるとか発表学習といったものにも使えるようになります。普通の無線LAN方式を使っても同じことなんですけど、LTEの強みというのが、左側にあります、例えば修学旅行とか取材旅行、LTE方式ですので使えるのが対馬市内だけでなくります。日本全国どこでも使える環境が出来上がりますので当然修学旅行にタブレットを持って行くことが可能になります。そうすることによりまして、タブレットが持っているカメラ機能であるとか動画撮影機能、それからその場で調べるインターネットで調べ学習が可能になりますのでより高度な修学旅行での授業が可能になると考えております。

それから屋外学習ですね。調査学習とか発見学習というようにわかれるんですけども、これでもWi-Fiですともう電波のエリアが教室内に限られる関係なんですけど、LTE方式を使うことによって、例えば農業の方であるとか林業の方を訪ねて山に行くとか、漁業の方を訪ねて定置網の体験に行くとかそういったことにもタブレットを持って行ってその場でインターネットを使ったいろんな機能が使えるようになってまいります。それと一番有力になってくるのが左下に書いてありますけど自宅学習まで可能になるんです。もしこのタブレットを持ち帰らせることになると当然このタブレットを利用した宿題とか、予習復習関係ができるようになってまいります。文科省の要綱の中にも来年からは英語が小学校からもスタートいたします。特に求められるのが英語の発音、発信力というのが求められてくるんですが、タブレットですので自分の発した言葉を録音することができます。その録音したものを今度は

宿題として学校に提出できるようになってまいります。ですから英語にこだわったわけではないんですが、いろんな授業でもこの自宅授業、持ち帰り授業というのが有効となるのがこのシステムの大きな特徴とっております。

8ページになるんですが、インターネットを使う関係上、普段タブレットをお使いになられている方はお分かりになると思うんですが、だいたい1か月の通信料というのが3ギガバイト位に固定されてくるんですね。超過すると128キロバイトまで落ちるんですけども、これは導入する台数、すべて対馬市が契約するもので1台当たり3ギガで導入台数掛けますと約3テラ960ギガバイト、ギガの次のオーダーまで行ってしまうんですけども市全体で約4テラバイトくらい使えることになってきます。これくらいあれば十分かなと考えております。

それと生徒が使うので心配になるのがフィルタリングです。これにつきましてもギャンブル、アダルト、ウィルスそれぞれ3段階に分けて1台1台設定が可能になります。これによりほとんどフィルタリングは大丈夫と考えております。次のページになりますが、ここで使う主なアプリケーションになるんですが、授業支援のクラウド方式のロイロノートというものを考えております。このロイロノートというのは文科省、総務省が推奨しているものでして機能的にも小学生から中学生まで十分対応できるものと考えております。カード型をメインとした誰でも使えるようなものになっておりまして、先生が回答を生徒から求めたり、各生徒に一斉に配布したり、生徒から出てきたものをみんな表示したりすることも可能になります。使い手のあるソフトでございます。

11ページでございますが、今回平成30年に、導入を検討しております。まだ予算案は作成しておりませんが、1,320台を対馬市で配布することを考えております。中学校ですけど、中学生につきましては1人1台。学生が813台、教職員に83台、合計で896台を中学校で導入しようと考えております。小学校につきましては、1年生から6年生までで1番多いクラスの人数、要するに1クラス分だけを各校に配布ということになります。それと先生方の分が80台、合計424台、小学校中学校合わせまして1,320台のタブレットの導入を考えております。

12ページなんですが、最初説明しましたICT情報化計画の時と今回変わった時の比較表でございます。校務用パソコンが540台だったんですけども、今回が443台ということになります。電子黒板が1校当たり1台ということで33台、それをプロジェクターに変えることに

	<p>よりまして122台までの導入が可能になります。教育用パソコン、タブレットなんですがこれにつきましては当然Wi-Fi方式で検討されていたんですが、これがLTE方式を使うような形式に変更になります。</p> <p>以上がだいたいの変更箇所になります。金額的にも当初の計画積み上げますと、リース等で考えてあるので5年間のトータル合計になるんですが、当初の計画では6億3500万程度の計画だったのが、今回シームレスを考えることによりまして5億1600万程度です。約1億ちょっとのダウンにも成功しております。以上説明を終わらせていただきます。</p>
永留教育長	何か質問ございませんでしょうか。
佐伯委員	キャリアはどちらになるのでしょうか。
梅野課長補佐	<p>キャリアのことはまだ来年のことなので予算が確定していないんです。今のところ、あるキャリアさんとの間で詳しい技術的な詰め合わせをしております。それと同時に家庭までの持ち帰りを検討している関係上、エリアが一番多いところのキャリアになるかと思ひまして、今そのエリアの電波状況の確認を取っております。結果がもうすぐ出てくると思うんですけど、それを踏まえたうえで入札になるのか1社提案になるのかというのを今後予算がついた時に考えていきたいと思っております。</p>
佐伯委員	<p>多い学校だと生徒の数だけ入るということで、一度に何十人、何百人の生徒が使うということになると基地局の対応が増強等も必要になるかと。その点併せて確認していただけたらと思ひます。</p>
梅野補佐	<p>その点は確認いたしまして、技術的には1鉄塔あたり2,000台までの接続が可能だと聞いております。スピードにつきましても、一番多い学校でも5,60台でございますので全然問題ないということも聞いております。それとさらに委員会としては心配だったものですから、各学校の教室でも電波測定をやっております。</p>
佐伯委員	<p>それと予備費の関係なんですけど、小さい子どもから使うとなると破損等も予想されると思うんですが、その辺りはどんなふうな形になってますでしょうか。</p>
梅野補佐	<p>十分考えられるので検討いたしまして、当然生徒が家に持ち帰るようになって落下とか紛失盗難なども出てまいるようですから、そこも中に保険という形で事業費の中に盛り込んでおります。もし壊れた場合には、壊れたタブレットは校長先生に提出してもらえば校長先生から各キャリアに電話して、それが次の日には宅急便で送ってくるようにしてい</p>

	<p>ます。そこで壊れたものと入れ替えて古いのをまた送り返すというシステムを考えております。よほど個人が悪くない限りは無償で修理交換ができるようにしております。</p>
佐伯委員	<p>3ギガバイトということで、超えた場合にはまた別に予算立てをするということでよいでしょうか。</p>
梅野補佐	<p>小学校から中学校全部で4テラバイトという膨大な通信量が確保できておりますので、持ち帰りは今のところ中学生を対象と考えている関係上、それを全部でプールするという感じです。試算した感じでは4テラもあれば十分だろうという結論です。</p>
永留教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。</p>
一宮委員	<p>現在ある電子黒板は研究指定している学校にありますよね。その後の活用はどうなっているのか。もう1点は、平成30年度からというのとあと1年くらいで導入なんですが、教師の指導技術は追いついていくのかなと。興味があって堪能な方はいいんですけど、30年度一斉に実施になった時に現場の指導の追いつきはどうかかなと。</p>
梅野補佐	<p>今導入されている電子黒板というのは、今里小学校、豆敷、それから東部中にも入っているんですけど、これはリースで借り受けているものでございます。なのでリース期間が過ぎると当然返却ということになってまいります。やっていることはそのままパソコンで処理している関係上、データは次のものにも引き継げるようにはなっています。</p> <p>ご心配されている先生方のスキルアップなんですけど、当然私たちも担当者会議の中で話題になることなので、今のところ、平成29年の間に3回程度の研修を考えております。実際にその研修ではタブレットを持ち込みまして導入予定でありますロイロノートというソフトを使って実践的な教室での実際の授業の展開という形での研修を3回ほどやるように計画しております。</p> <p>また、それによりまして当然全部の先生には短い期間で無理なものですから、とりあえず主だった先生を出していただいて、許す限りその中で研修をやっていくと考えています。それから導入は順調にいけば平成30年の5月1日くらいから実際に使っていただきたいと思っている関係上、5月に入りましたら導入時の研修、機器の使い方、ソフトの使い方、並行してやっていくことを計画しています。</p>
永留教育長	<p>いろいろあると思いますが、時間もありませんのでICT教育のほうに変更になっていくということをご承知おきいただきたいと思いません。</p>
須川部長	<p>予算的に30年度からと確定したものでありませんので、プロジェクト</p>

	<p>ターとか公務用のパソコンとかは予算がついていたんですけど、これから先のことは外部の方にははっきり固まるまでは内部にとどめておいていただくようよろしくお願いいいたします。</p>
永留教育長	<p>以上でICT教育についての説明を終わります。 事務局のほうから別件で何かございませんでしょうか。</p>
小島課長	<p>資料配布させていただきました。越高遺跡発掘調査に関するものです。越高遺跡につきましては2年ほど前から調査を進めております。熊本大学と共同で調査を進めているところです。9月18日に主にプレス向けの現地説明会を開催しております。地元の方とか興味のある方も何名かお見えになったようですけど、その時文化庁から技官が来市しております、指導を受けながらの説明ということです。新聞の写しを後ろに付けておりますけど、その中で隆起文土器についてはそこに説明がありますけど、後段のほうにあります四角い「炉」跡っていうのが非常に珍しい、日本では縄文期のものとしては初めての非常に貴重なものではないかということで新聞発表したところです。越高遺跡につきましては、予定としては今年で終わる予定でしたけど、これが出てきた関係でもしかすると調査期間が延びるかもしれないところでございます。以上ご紹介をさせていただきました。</p>
永留教育長	<p>別件ないでしょうか。</p>
須川部長	<p>教育長の行事報告の中でもありましたとおり、教育委員会の点検・評価報告の中で小島議員さんのほうから数点ありまして、その中の主なものをご紹介させていただきたいと思います。</p> <p>総合教育会議についてですけれども、定期的で開催したほうがいいんじゃないかというご意見をいただきました。教育委員会としても教育会議にかけたほうがいいんじゃないかという案件があれば必要に応じて開催を考えております。</p> <p>教育委員の活動についても取り上げられまして、学校訪問がメインになっているのではないかとということで、社会教育とか社会体育施設の現場へも足を運んだほうがいいのではないかとご意見をいただいております。考え方としては現在峰で今日も行っておりますけど、毎月開催しております教育委員会会議の場所を検討させていただいて、各町の教育委員会関係施設を訪問できればと考えております。この件に関しましては後ほど事務局のほうからご提示があるかと思っております。</p>
永留教育長	<p>次に島っこ留学受け入れの報告について。</p>

<p>松尾次長</p>	<p>お手元に島っこ留学受け入れの報告ということで文書とチラシと差しあげておりますので、それを見ながら結構ですのでお話を聞いていただきたいと思います。</p> <p>平成29年8月8日から10日までの2泊3日で体験留学を実施した中で、すぐにでも留学したいという子どもさんがいらっしまったということは以前お話をしておりましたけれども、前回の教育委員会会議の直後に開催されました「島っこ留学推進協議会」において、その子どもさんの受け入れの了承をいただいて、正式に留学が決定しております。教育委員会のほうに報告したりするいとまがなかったということで、後日文書で案内をさせていただいたかと思います。タイミング的に次の教育委員会までの猶予がない中での決定事項でありましたので、今回報告という形を取らせていただきました。また、受け入れに際し、協議会の規約とか実施要綱、補助金交付要綱等の所要の改正も行っております。</p> <p>留学してきた子どもは、資料(1)にも書いているとおりでございます。福岡市博多区から単身で西部中学校の1年に転入をしてきております。チラシをご覧くださいませでしょうか。この中で写真が、中央に7枚ほどありますけれども、馬と一緒に写っている男の子です。先ほど単身で西部中学校に、という話をいたしましたけど、(3)の転入スケジュールにも書いてありますように、9月10日に母親と一緒に対馬入りをして、里親となります大橋旅館と一緒に宿泊をし、翌月曜日には転入等の手続きを経て、西部中学校に登校したのちにお母さんは福岡に戻られています。留学期間は原則1年ですが、今回2学期からの留学ということもありまして、とりあえず来年3月までということで区切っております。本人は、卒業まで西部中学校のほうにいたいという思いを持っていると聞いております。対馬に来てまだ20日ばかりではございますけれども、毎日元気に学校へ登校しているとの情報が里親から入っております。</p> <p>資料の最後のほうに、今後の島っこ留学生募集活動スケジュールを掲げておりますけれども、平成30年4月から新たな留学生を受け入れるための募集を10月から開始いたします。それが先ほどのチラシでございます。申し込みがありましたら、来年2月中に協議会を開催して、留学生の受け入れの決定を行いたいと思います。申し込みがない場合も今年度の実績報告や来年度の計画等を練らなければならないために開催をすることとなります。地域から子どもの笑い声や姿がなくならないよう、私たち教育委員会といたしましても尽力して取り組んで参りたいと</p>
-------------	---

	<p>考えております。</p> <p>続きまして、もう1点でございますけれども、先ほど教育部長から話がありました教育委員会の会議ですね、それは定例的に行われているんですけども学校、施設であったり社会教育・社会体育施設の教育委員さんの訪問があまりなされていないんじゃないかということでございましたけれども、この件につきましてはどのような方向性があるのか教育委員さん方で協議をしていただき、方向性を見出していただければという思いでお話をさせていただきます。先の教育委員会会議の折に配布をし、説明させていただきました「教育委員会の点検・評価報告書」につきまして、点検・評価委員の皆様から、教育委員と教育機関等との連携が不十分ではないかというご指摘を受けており、毎年発行する報告書においても同じ内容の指摘が平成23年度から今年度28年度まで6年間続いております。また、報告書は市議会議員にも配布しておりますけれども、報告書に目を通された市議会議員からも同様の指摘があるところがございます。このように、毎年指摘を受けるということはこれまで改善が図られていなかったということではなかろうかということだと思います。</p> <p>では、どうするかということで問題点を、お配りしている資料に書いておりますけれども、教育委員さんそれぞれが仕事を持たれており、平日にそうたびたび休めない、休暇を取って教育委員会に来られないという現状がございます。そこで、学校訪問や社会教育施設、社会体育施設等の訪問や聞き取りというものを教育委員会会議の開催に合わせて訪問予定の施設がある町で教育委員会を開催することも一つの方策ではないかという意見も出ております。ただ、そうした場合、今まで半日あまりで終わっていた会議ですけども、場合によっては1日ばかりになってしまうという懸念も出てまいります。なかなか妙案というのは浮かびませんが、そこに書いています検討課題について、ぜひ教育委員さんで学校訪問や施設訪問が増やせる方向でご検討をいただければ幸いです。協議方よろしくお願ひしたいと思います。以上です。</p>
永留教育長	まず、島っこ留学の報告について何かございませんか。
一宮委員	この島っこ留学原則1年間というのはなぜなのかということと、今、来ていただいている留学生が来た目的というか、その辺りは教えてもらえるのでしょうか。
阿比留課長補	1年間ということでございますけれども、募集もまずは1年間ということで募集をします。それが原則でございますけれども、途中でホームシックや病気とかで帰られるというケースもあると思いますので、原則とし

	<p>て1年で募集しておりますけども、内容によっては途中で帰られるという想定もしながら募集はしたいと思っております。</p> <p>それから今回、9月から来ている訳ですけども、お母さんからいろいろお話を聞いたところ、福岡の博多駅のすぐ近く、都会のど真ん中で生活されていたんですけども、昔から田舎での生活にあこがれていたと。猟師、鉄砲を撃つ猟師になりたいという夢を語っていたそうです。その中で今回8月に実施をしました体験留学に参加をされまして非常に対馬のことを気に入られて2学期からでも留学をしたいという強い要望があって受け入れを実施しているところでございます。</p>
永留教育長	<p>補足ですけども、1年からにしているというのは補助金、予算の関係ですね。継続するのは構わないんですけども、一応1年区切りの予算の関係もあります。</p>
一宮委員	<p>1年というのは帰ることは想定せずに2年、また3年というふうに希望があった場合は許容範囲なのかなと気になって質問しました。</p>
阿比留課長 補佐	<p>そこは説明の留学期間のところにもありますとおり、更新可能としております。中学校3年を卒業したいという気持ちもあるそうですから更新も可能でございます。</p>
一宮委員	<p>こちらのパンフには原則一年間と書いてあるものですから。「原則一年間(ただし更新可能)」というような書き方にしていただけたらよいのではと思います。</p>
永留教育長	<p>対馬市教育委員会会議と施設訪問についてということで事務局のほうから提案がありましたけども、すぐにここで検討というのも難しいでしょうから1か月間しっかり考えていただいて、どういう方向があるか点検・評価の結果もまた見ていただきながらいい案があれば次の会議で提案をしていただければなど。今年度やらないならやらないで構いませんし。今年度一回でも二回でもやってみるという方向もあるでしょうしその辺りを含めて次回の教育委員会会議まで考えておいてほしいとお願いをいたします。</p>
吉野委員	<p>今、委員さんは4人おられますけど3人は働いておられるから、毎月毎月1日つぶしておるわけですから、その辺は非常に難しいと思います。議員さんは調べるのが商売だろうけど、働きながらの勤務ですから、私ならいつでもいいですけど3人の方に1日付き合えというのは非常に難しいと思います。現職の人たちですからね。</p>
佐伯委員	<p>施設ですけど、例えば各公民館とかということであれば、まずはそこで今年度会議を開催するという事はやぶさかではないかなと私は思うんですけど。会議となれば見込んでちゃんと段取りをつけて来ますの</p>

	で。
須川部長	あとは高等学校の訪問とかも話にてておりました。
吉野委員	それも見るだけじゃなくて、使用している人たちの意見を聞いたりすることが本来の目的ですからね。問題は訪問することではなく別の所にあるからね。住民の意見を聞けということですから、逆に使用している土日に行った方がいいのかもかもしれませんし。検討課題ですよ。
一宮委員	必ず4人がそろわなくてもいいのか、要するに教育委員が訪問したということで回数を重ねるとか、現在の状況で自助努力をしている姿勢を見せるのか、全員そろって訪問するのか、その辺りは協議をする大事な論点になりそうですね。
吉野委員	議員の言うのは、やっぱり教育委員そのものが行ってないということですから2人行こうが3人行こうがそれは構わんと思います。4人そろ必要はないと思います。 強制じゃないから来られん人に無理に来いとはいわんけど、全員そろうのはまず難しいということはわかっていただけたらと思います。
一宮委員	指摘を受けたのは前向きにとらえて、現時点でできる状況を私たちがやっていけばまたご理解いただけるんじゃないですか。
永留教育長	次回また、この件に関しては少し時間を取りたいと思います。 事務局からほかにありませんでしょうか。ないようでしたら委員さんからなにか。
吉野委員	11月18日の厳原の県の研究大会で、郷土芸能とかお昼の時間とか何か計画は出来ていますか。昨日たまたまCATVで対馬観光甚句ってというのがあって、対馬のビデオを流しながら対馬の名所旧跡をうたった歌があるんですね。3分とか5分とかなかった気がしますけど、いい映像で対馬の観光名所めぐりもできますし、非常に良かったので、せっかく長崎県内から来られるから良いPR事業ではなからうかと感じましたので、一応お願いしたいと思います。お昼休みの12時45分から、10分か15分の時間にアトラクションに。対馬を観光した気分になります。
永留教育長	講演に歴民館の学芸員の古川さんに、講話をしてもらうんですけど、その中に対馬の自然から動植物からプレゼンをしてもらえと思うんです。
齋藤委員	比田勝中学校に韓国から転校生がやってくるという話はまだこちらに入ってないんですかね。10月4日に比田勝中学校の安永校長と面接をするという話を聞きまして。実はそこのお父さんというのがうちの会

	<p>社で働いてる韓国の方なんですけど、娘さんが韓国の中学校をやめてこちらにもう2ヶ月くらいいるんですね。それでお父さんが韓国語の通訳とか付けられるのかな、と心配してたもので。日本語はほぼほぼしゃべれないと思うんですけど。韓国では中学2年生だったんですけど、こちらでは中学1年生から入りたいとお父さんから聞いていまして、そういう対応は可能なのかなと思ひまして。</p>
中島課長	<p>情報は入っております。なにか人をいれていただけないかという相談はあっていて、誰か市の予算で入れられないかという検討はしております。今現在介助員という制度と教育学習支援という制度があるんですね。予算はひっ迫している状況なんですけど、検討はしていますが、言葉の問題は解決できてない状況です。</p>
永留教育長	<p>またそこは学校と連携しながらよろしくお願ひしたいと思ひます。ほかありませんでしょうか。</p>
一宮委員	<p>博物館建設に対する入札がないということでしたが、その辺りはどうなのかなと気になるところです。</p>
小島課長	<p>実はおととい博物館推進室と話をする機会ありましたので、やりわり方針を聞いてみました。一番気になるのが今後の予定だと思ひますけど、予定としては9月の議会に本契約の案件をあげる予定だったのが、3か月遅れのスケジュールを組み直さなければいけないということで、12月の議会提案に向けて準備をしているところだそうです。業者も今技術者が不足していて、というのも震災の関係とか東京オリンピックの関係でそちらのほうに取られてしまつて業界全体として技術者が足りない状況で、こちらにまで無理して手を挙げる余裕がないという企業が多いそうです。ただそうも言つておられませんが、さっき言つたようなスケジュールを組み直して何とか平成31年度の末までには完成させたいというようなことで臨んでいるようです。</p>
永留教育長	<p>ほかありませんでしょうか。それでは、ないようでしたら本日の会議はこれで終了いたします。次回の会議日程の件で事務局からお願ひします。</p>
阿比留課長 補佐	<p>10月の27日金曜日になりますけど、1時30分からまたこの会場で開きたいと思ひます。</p>
永留教育長	<p>よろしいでしょうか。次回10月27日金曜日、午後1時30分からということですので。また事務局から改めて通知はいたします。</p> <p>これで本日の会議は全部終了しましたので会議を閉じます。</p> <p>以上を持ちまして、平成29年第9回対馬市教育委員会会議を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

委 員 (自署)

委 員 (自署)